

令和4年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（定例会）会議録

令和4年2月14日（月）午後1時30分より、令和4年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を西多摩衛生組合会議室に招集した。

1. 出席議員 6名

1番 原 隆夫	2番 富永 訓正	3番 鈴木 拓也
4番 石川 修	5番 石居 尚郎	6番 小川 龍美

2. 欠席議員 0名

3. 出席説明者

管 理 者	橋 本 弘 山	副 管 理 者	杉 浦 裕 之
教 育 長	桜 沢 修	会 計 管 理 者	島 田 裕 樹
事 務 局 長	石 田 哲 也	給 食 課 長	友 野 裕 之
庶 務 係 長	所 貴 之	管 理 給 食 係 長	瀧 島 淳 介
職 員 係 長	小 山 健 一		

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程（第1号）

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 一般質問 |
| 日程第4 | 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
〔羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 令和3年11月30日専決〕 |
| 日程第5 | 議案第2号 令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算 |
| 日程第6 | 議案第3号 令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について |
| 日程第7 | 議案第4号 羽村・瑞穂地区学校給食組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第5号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第9 | 議員派遣について |

開会時刻 午後1時30分

○議長（小川龍美） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和4年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者から発言の申出がありますので、これを許します。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 皆様、こんにちは。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、それぞれの市町の議会を控え、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り、安全で安心な給食を提供できておりますことに、重ねて御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、オミクロン株への置き換わりが進んだことにより、今年に入り感染が急激に拡大しております。依然として予断を許さない状況でありますので、学校給食組合といたしましても、徹底した衛生管理に努め、職員の感染防止を図るとともに、効果的な事業の運営を行い、安全安心な学校給食の提供に努めてまいります。

本日、ご提案申し上げさせていただく案件でございますが、令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算など5件であります。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、極めて簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小川龍美） 以上をもって管理者の発言は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、5番 石居尚郎議員、1番 原 隆夫議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第3、「一般質問」を行います。

なお、本議会の議場については、登壇すべき演台がございませんので、自席での質問及び答弁をお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。2番富永訓正議員。

○2番（富永訓正） 皆様、こんにちは。2番、公明党の富永訓正です。

通告書に従いまして、1項目、給食を通して食の「大切さ、喜び、楽しさ」を伝えられる食育へということについて、一般質問をさせていただきます。

食を通じて地域への理解や食文化の継承を図り、自然の恵みや勤労の大切さなどを学ぶとともに、偏った栄養摂取や朝食欠食など食生活の乱れ、肥満、痩身傾向などの子供たちの健康を取り巻く課題がある中、食育基本法、食育推進基本計画に基づき、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に着けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいただいているところであります。

しかしながら、「食品ロス」や「食べ残しを減らす」という観点も重要ですが、食べることが好きな子供もいれば、得意でない子供、たくさん食べる子供もいれば、食が細い子供など、食に関することにも一人ひとり多様性があり、少なくとも子供にとって給食の時間が苦痛に感じるようなことはあってはならないと考えます。

そうしたことから、学校給食の役割がますます重要になっているのではないのでしょうか。

学校給食センターの職員の皆様も、「楽しく、おいしく、喜んで、残さず、たくさん」食べてくれる給食であるよう、日々ご尽力をいただいている中、食べることの「大切さ、喜び、楽しさ」を、学校給食を通し、いかに子供たちに伝えていくかとの観点から質問をさせていただきます。

(1) 給食センターとして、これまでの食育への取組をお聞きます。

(2) 給食の残食量(率)の傾向はどのようになっているのでしょうか。また、献立との関連性はいかがでしょうか。

(3) 平成24年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会での私の一般質問で、定期的なリクエスト献立とバイキング給食の実施を提案いたしました。現在、思い出づくりの一環として、中学3年生を対象にリクエスト月間としてリクエスト給食が実施されております。栄養バランスを鑑みながら、多くの子供たちが楽しみにしているリクエスト給食の対象学年や期間、実施回数と申し上げたほうが分かりやすいのかもしれませんが、拡大されてはいかがでしょうか。

以上、ご答弁のほど、よろしく申し上げます。

○議長(小川龍美) 桜沢教育長。

○教育長(桜沢 修) 2番富永訓正議員のご質問にお答えします。

ご質問の「給食を通して食の『大切さ、喜び、楽しさ』を伝えられる食育へ」の1点目、「給食センターとして、これまでの食育の取組を聞く」についてですが、近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れなど、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。また、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要です。

こうした現状を踏まえ、国では、平成17年に食育基本法が、平成18年に食育推進基本計画が制定され、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっています。

給食センターでは、国の食育推進計画及び東京都食育推進計画を踏まえ、学校給食に関する情報提供、食育推進事業、食育推進のための学校との連携など食育に取り組んで

います。

具体的には、情報提供として、給食だより、献立表、給食時指導用資料などの発行や配布を行う際に、食に関する文化・伝統、季節のイベントに関することや地場産野菜の紹介などの内容を入れて、児童・生徒に食に関する興味を持ってもらえるよう努めています。

食育推進事業としては、中学校3年生を対象に、思い出づくりの一環として、各中学校からリクエストを受けたリクエスト給食の実施、羽村市、瑞穂町の児童・生徒を対象にした学校給食に対する理解・関心を深めるための「学校給食に関するポスターコンクール」の実施、学校給食における地産地消の推進を目的に地場産野菜の利用促進を行っています。

食育推進のための学校との連携は、栄養教諭、栄養士、調理員が羽村市、瑞穂町の小・中学校全校を訪問し、食育の話をする中で食に関する理解を深める学校訪問を行っています。その他、施設見学や職場体験の受入れなどの事業がありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、実施ができていない状況です。

次に、ご質問の2点目「給食の残食量（率）の傾向はどのようになっているか、また献立との関連性はどうか」についてですが、給食センターでは、毎日、残食量の計測と残食内容について確認を行っております。給食の残食量について、過去5年間の推移は、年間総量で平成28年度が6万2,230キログラム、平成29年度が6万5,660キログラム、平成30年度が6万8,990キログラム、令和元年度が5万8,650キログラム、令和2年度が4万7,170キログラムとなっています。

令和元年度、令和2年度が減少している要因は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、令和2年3月から5月は給食提供がなかったこと、また、6月は簡易給食の提供によることです。

この5年間の残食量を1食当たりで比較しますと、平成28年度が45.0グラム、平成29年度が48.4グラム、平成30年度が51.2グラム、令和元年度が47.6グラム、令和2年度が40.4グラムとなっています。

献立と残食量の関連性についてですが、献立は、成長期にある児童・生徒の健康の保持増進と体位の向上のため、栄養的にバランスの取れた給食になるよう食材の組合せ、調理方法等を工夫することにより、児童・生徒の嗜好の偏りをなくすように努めていますが、ゴボウなどの根菜類、キノコ類、海藻類、豆腐や豆などの食材を使ったソテーや和風・中華風煮物、また皮つき柑橘類などで残食量が多い傾向にあります。

これは、児童・生徒がこうした食材の香りや味つけ、食感など、ふだん家庭で食べ慣れていないことなどが要因と捉えております。今後も給食センターでは、残食量が少なくなるよう食材や調理方法を工夫していきたいと考えております。

次に、ご質問の3点目「平成24年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会での一般質問で、定期的なリクエスト献立の実施を提案し、現在は、思い出づくりの一環として中学3年生を対象にリクエスト月間としてリクエスト給食が実施されている。栄養バランスを鑑みながらリクエスト給食の対象、期間を広げてはどうか」についてですが、令和3年度のリクエスト給食の実施実績は、中学3年生からのリクエストにより、12月に15日間に渡り、延べ27種類のメニューを1年生から3年生に提供しました。リク

エスト給食を開始した平成24年度の5回と比較すると、回数・種類の充実を図ってきております。

リクエスト給食は、栄養バランス、アンケート期間、食材発注及び食材費などを考慮して、現在は12月に設定していますが、小学校児童を含め、さらなる時期の拡充など、今後検討していきたいと考えています。

以上で答弁を終わります。

○議長（小川龍美） 富永議員。

○2番（富永訓正） ご答弁ありがとうございました。

それでは、質問項目について再質問させていただきますので、よろしくお願いします。

食育への取組については、大体理解できましたので、ありがとうございました。

給食の残食なんですけれども、1食当たり40グラムから50グラムぐらいの感じなんです。ということなんですけれども、ちょっと量的にピンときませんが、50グラムというんです、やはりそんなに量はないんだろうと、わずかな量なのかなというイメージはあるんですけれども。

なるべくやはり子供たちがおいしく喜んで食べてくれて、残食もなく、完食してくれるのが理想だと思うんですけれども、献立メニューを考えるときに、先ほど根菜類とかキノコ類、海藻、これらはどうしても残りやすいというお話がありましたけれども、さらに食材や調理方法を工夫していくというお話もありました。

確かに、献立、メニューを考えるときに、残食量の多い、少ないということはある程度想定できるのかなというふうに思うんですけれども、できるのであれば、同じ食材だとしても、今、ご答弁にもありましたけれども、調味料とか調理法の工夫によって残食量が減るような、子供たちが好むベースのメニューにするんだと、工夫もやはり検討されているんだと思うんですけれども、この辺、具体的にその辺を工夫することによって、大分残食も減るのかなというイメージはあるんですけど、実際に実施されているかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） 先ほど教育長からご答弁申し上げましたが、食べ残しの理由としては、日頃家庭で食べ慣れないことなどによる、見た目や食感がよくない、苦い味がするとか、独特の香りが苦手だとかいった、好みや食べるのに手間がかかるということで、手が汚れるなどということが残っているというふうに、私ども給食センターでは捉えております。

給食センターでは、児童・生徒の発達や発育のための栄養素をバランスよく取り入れ、郷土料理などを提供すること児童・生徒の好き嫌いをなくし、残さず食べる習慣を身につけることが大切だということで考えております。

そのために、児童・生徒がよりおいしく、楽しく給食が食べられるよう、食材の切り方や味つけの工夫、料理のできる時間の調整などを行うとともに、学校訪問時には児童・生徒に食の大切さや残さず食べることの重要性を話すことや、本日が2月14日ということで、バレンタインデーということですので、それに合わせた給食を出したりして、食べることに興味を持っていただくような努力をしております。

また、学校からの意見としては、献立会議を開催するときに、学校からの担当の先生

方の意見を聞いて給食の献立に反映して残さないような形を取っております。

また、保護者に向けては、献立表や給食だよりを通じて、食に対する啓発を行うなど自分たちの体の発育のために残さず食べましようみたいなことを書いて、親の方からも子供たちへの啓発に努めてもらうような方法を取っております。以上です。

○議長（小川龍美） 富永議員。

○2番（富永訓正） ありがとうございます。

牛乳について、ちょっとご答弁の中には牛乳の件は出てこなかったと思うんですけども、牛乳は以前の瓶から紙パックになったことによって、飲みやすくなっているというような状況があるようなんですけども、牛乳は栄養摂取の上でなかなか代替が難しいものであるということは承知しております。

月1、2回程度、果実のジュースとか、その辺もお出しされている。いろいろ様々工夫されているなというふうに思うんですけども、その牛乳の残り具合の実態というんでしょうか、それをちょっと教えていただきたいのと、例えば、牛乳の飲み方なんですけど、例えば、子供たち自身が工夫して、例えば、マイカップを持参するとか、そこに自分の好みの粉末の添加物というんでしょうか、そういうもので、例えば、フルーツ味やコーヒー味にした、自分の好みに合わせた牛乳として飲むことは、技術的には可能なのかなと思うんですけど、そんなことも牛乳の飲み残しを減らすという意味でいえば、考えられなくはないと思うんですけども、その辺、検討できないかどうか。牛乳の実態と検討とできないかどうか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） 給食センターが提供している牛乳につきましては、今は紙パックになっておりますが、平成29年度までは瓶で提供しておりました。乳業メーカーから、平成30年度からは紙パックで提供したいということで、30年度から紙パックのほうに変更しておりますが、過去4年間の残って戻ってきた本数の割合をご紹介しますと、小学校では、給食数が91万5,208食のうち、戻ってきたのが2万534本、返却率とすれば2.2%、平成30年度、小学校では92万48食に対して1万8,408本、返却率2.0%、令和元年度につきましては、小学校が給食数85万9,085食に対して、戻ってきた牛乳の瓶が1万2,455本ということで返却率1.4%、令和2年度は、小学校、給食数81万8,912食に対して、戻ってきた本数が1万8,813本ということで、返却率2.3%。

小学校だけで見ますと、瓶から紙パックに替えてもそれほどの返却の変化はありませんが、中学校ですと、中学校は平成29年度までは44万2,226食に対して、9万3,236本、返却率21.1%。平成30年度に紙パックに替えましたところ、給食数41万7,715食に対して、4万9,733本ということで、返却率が11.9%と半分になりました。また、令和元年度につきましては、中学校では39万201食に対して3万6,670本、返却率9.4%、令和2年度については、給食数36万5,230食に対し、返却本数が3万62本ということで8.2%となり、紙パックに替えてからかなり減り、その後も順次返却数は減ってきております。

子供たちに聞くと、瓶で飲むと、中学生の場合、口の周りにつくのが嫌だとかいうことで戻していただきたいのですが、紙パックにしてストローで飲むということになって

から、かなり皆さん飲んでいただけるようなことになったのと、カルシウムの摂取基準について、給食で1日の接種量の2分の1を学校給食で出すようにということが決められております。そのような形で、学校訪問に行ったときに、カルシウムについてですとか、そのような話をさせていただいて、子供たちにカルシウムを摂取することの大切さとかを日々、学校を通してお話しをさせていただいたりして、その結果として減ってきているものだと思います。

また、今、議員提案のように、例えば、牛乳の中に何か粉末を入れて味を変えて飲むようなことにつきましては、私どものメニューとしては、全食、例えば、その中にココアを入れてくださいという形はなかなか難しいと思いますが、できるのか、できないかといえば、可能性はあるんだと思いますので、検討はさせていただきますが、メニューの中にそれを入れることはどうかについても含めて、今後、検討とか研究をさせていただけるかと思えます。以上です。

○議長（小川龍美） 富永議員。

○2番（富永訓正） 牛乳が瓶から紙パックになったということで、特に中学校では20%台から10%台、あるいは10%を切るぐらいまで少なくなったという。相当違う、ストローで飲むというだけで大分違うのかなというところなんですけど、ちょっともう1点、牛乳についてお聞きしたいんですけれども、今、紙パックということで、牛乳の種類によっては常温保存なんかもできるものもあるのかなというふうに思うんですけど、子供たちが飲まなかった牛乳パックというのは、持ち帰ることはできるんでしょうか。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） 賞味期限内であることは間違いありませんが、今、学校給食の栄養管理基準でいけば、その飲み残したものに関しては返却をして処分をするようにという形ですので、基本的には、私どものところには、子供たちが飲まなかったものに関しては全部戻してもらっているという前提になっております。一つ一つ学校を回っていませんので、実態はどうかと言われれば、なかなか把握し切れないところもありますが、基本的には、戻してもらって処分をするという形になっております。

○議長（小川龍美） 富永議員。

○2番（富永訓正） リクエスト給食についてお願いします。

以前、リクエスト給食といえば、一月の中の1日だけだったかなという、先ほど教育長もちょっとおっしゃっていましたが、1日だけだったかなというちょっとイメージなんですけど。しかも、主なメニューはお楽しみみたいなことだったと思うんですけどね。最近、献立表を見ますと、例えば、12月であれば15日間は、例えば、主菜あるいは副菜あるいはデザートとか、その辺がリクエストメニューになっているようなんですけれども。これも一つの工夫だろうなというふうに思いますけれども。

以前の1日だけかな、〇〇リクエストメニューだったものから、約15日間、一部のメニューがリクエストメニューになったということで、その辺の変化というか、やり方について、もちろん学年が変わっちゃうので何とも言えないんですけど、前の、例えばフルリクエストメニューから個別の単品のメニューになったわけですけど、その辺、子供たちから何かご意見とかあるんでしょうか。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） 議員のご指摘のとおり、平成24年度から令和元年度までは、各中学校のリクエストをまとめて、10月から2月に各月に1日ずつ「何々学校リクエスト給食」のような形で提供をしていました。その中で、献立会議等でうちの栄養士ですとか学校の先生方と話す中で、その1日の日に休んでしまうと、その中学校のリクエスト給食は食べられないというような意見もありましたということを知りましたので、令和2年度から、リクエストいただいたものをできるだけ多く散りばめて、12月にまとめて出すような形にしてやってみたらどうかということで始めました。

その後、献立会議等で学校の先生方の意見からでは、子供たちも自分の希望が通ったとか、1品でも2品でもあつて日にちが多いので楽しみだとかいう意見を聞いたということも、私どものほうに伝わってきていますので、効果は出てきているのかな。また、好きなものが出ますので、特に3年生からリクエストを取っていますが、結果的には中学校で配食しますので、1年生、2年生もお同じようなものは食べられるという形になって、前にこんなリクエストが出ていたのかなとかということ、2年目、3年目になったときに、自分たちにリクエストが来たときにどうしようかなというような形があると思います。

結果としては、アンケートを取って、その結果をまた来年生かしていければなと思っております。以上になります。

○議長（小川龍美） 富永議員。

○2番（富永訓正） 分かりました。対象学年あるいは実施回数、もう少し増やせるのかどうか、その辺ご検討いただけるとのことだったと思いますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

あと、以前お伺いしたバイキング給食なんですけど、なかなか食材の調達ですとか調理法、あるいは分量の調整ですとか、様々確かに課題も多いと思うんですけども、例えば、主菜とか副菜などのどれか1品だけでも、例えば、2種類ぐらいのどっちかから選ぶみたいなことをできないかなと、検討していただけないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） バイキング給食は、児童・生徒が栄養のバランスに配慮して食べ合わせを考えて、主食・主菜・副菜・汁物などを選ぶ方法であり、健康を考えながら自ら食事を選択する自己管理能力を育成することや、食事を選択する楽しさ、食事に対する興味、関心が持てること、友達への思いやり、食事やマナーの必要性などを気づかせ、健全な食習慣、生活習慣の基礎を養うために有効な方法の一つだと捉えております。

近隣の立川市、青梅市、昭島市、福生市、武蔵村山市、稲城市、あきる野市に確認しましたが、どの自治体も主食・主菜・副菜・汁物など複数の準備をしなければいけないこと、現在の給食センターから各学校へ給食を入れる食缶やフライ箱、それを入れるコンテナの数に限りがあること、また、人気のない食材が残ってしまうなど課題があり、実施されていないということをお聞きしました。

給食センターでも、センター長の集りである上長会など、今後、情報収集をして、今、議員からご提案いただきました1品とか2品でできないかということについては、検討したり研究をしていきたいと思っております。

多摩地区というわけではありませんが、それを実施しているところといたしますと、やはり自校型で自分たちの学校で給食を作っているところだと、配送にもそんなに時間がかからないとかいう形で実施するところは多いということ、自校式の学校を併設しているセンター長の方からお話を伺いましたので、今後、研究していきたいと思っております。

○議長（小川龍美） 富永議員。

○2番（富永訓正） 質問は以上で終わりますけれども、子供たちがこれからも楽しく、おいしく、喜んで、残さずたくさん食べてくれる給食の提供をぜひお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小川龍美） これをもちまして一般質問を終わります。

次に、日程第4、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 議案第1号「専決処分の承認を求めることについて 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、令和3年度東京都人事委員会勧告に準じ、令和3年11月以降、給与改定を実施した構成市町の動向に合わせ、「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例」の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただきました。このことから、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

当組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、本案につきましても、同様の内容にて専決処分を行ったところであります。

改正の内容につきましては、お手元に配付しております議案第1号及び議案第1号資料のとおりであります。東京都人事委員会及び構成市町の改正内容に準じ、期末手当の年間支給月数を0.1月引き下げるため、6月・12月期の支給率を、それぞれ「100分の125」から「100分の120」に改め、再任用職員の期末手当の支給率を「100分の70」から「100分の67.5」に改めるほか、羽村市に準じ、所要の文言整理を行っております。

なお、この条例は令和3年12月1日から施行しております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（小川龍美） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて 羽村・瑞穂地区学校給食組合職員一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、議案第2号「令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び、日程第6、議案第3号「令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件につきましては、関連がありますので一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) 御異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号「令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び、日程第6、議案第3号「令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) それでは、一括議題となりました、議案第2号「令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び議案第3号「令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2議案につきまして、ご説明いたします。

初めに、議案第2号「令和4年度度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」でございますが、令和4年度度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,501万5,000円で、前年度と比較して3億6,204,000円の減額となっております。

まず、歳入については、羽村、瑞穂両市町からの分賦金は、3億3,485万1,000円で、歳入総額の86.97%を占めております。

繰越金については5,000万円、諸収入は1億6,400円となっております。

次に、歳出ですが、議会費は8,906,000円、事務所費は9,591万4,000円、教育費は2億8,620万4,000円、公債費は1,000円、予備費として2,000万円でございます。

次に、議案第3号「令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」ご説明いたします。

羽村市及び瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年4月1日現在の在籍児童・生徒数の推計をもって算定しております。

本案は、当給食組合に係る経費について、令和4年4月1日現在の児童・生徒数の割合に基づき暫定分賦金を決定するため、ご提案申し上げるものであります。

令和4年度、羽村市の暫定分賦金は2億1,654万8,000円、瑞穂町の暫定分賦金は1億1,830万3,000円とするものであります。

細部につきましては、事務局長からお説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご

決定くださいますようお願いをいたします。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） それでは、一括議題となりました議案第2号及び議案第3号の細部につきましてご説明いたします。

初めに、議案第2号「令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」につきましてご説明いたします。

最初に、歳入についてご説明いたします。

お手元にお配りいたしました予算書の10ページ、11ページをお開きください

第1款、分賦金は、3億3,485万1,000円で、前年度と比較して345万6,000円の減額でございます。減額の主な要因は、予算総額を令和3年度当初予算より362万4,000円減額したことによるものです。

なお、分賦金の負担割合につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、第2款、繰越金は、5,000万円の前年度と同額でございます。

第3款、諸収入のうち第1項、預金利子は3,000円で、前年度と同額でございます。

第2項、雑入は16万1,000円で、前年度と比較して16万8,000円の減額でございます。減額の主な要因は、3年ごとに入金がある高圧送電線下補償金が令和4年度は対象年度でないことによります。

次に、歳出についてご説明いたします。12ページ、13ページを御覧ください。

まず、第1款、議会費のうち組合議会費は、89万6,000円で、前年度と比較して3万5,000円の増額でございます。増額の主な要因は、令和3年度に実施を見送りました議員改選期の他市共同調理施設等の視察につきまして、令和4年度に実施するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、従来のマイクロバスから車内の三密をさけるため大型バスへ車種を変更したことによります。

次に、第2款、事務所費のうち第1項組合事務所費、第1目一般管理費は、9,585万8,000円で、前年度比767万9,000円の減額でございます。

主な内容でございますが、第1節報酬は、非常勤特別職及び会計年度任用職員の報酬で、前年度と比較して44万8,000円の減額となっております。減額の主な要因は、育児休業職員の復帰により代替の会計年度任用職員の任用が満了することによります。

第2節給料は、特別職・一般職給料で、一般職給料は育児休業職員1人の復帰による増額もありますが、令和3年度末で定年退職する職員が再任用を希望しなかったことにより、193万1,000円の減額を見込みます。

第3節職員手当等は、育児休業職員1人の復帰に伴う手当の増額もありますが、令和3年度末の定年退職による職員1名減に伴い、地域手当、一般職期末手当、勤勉手当などが減額になります。

また、令和4年度末で定年退職する職員がいないため、退職手当組合負担金の皆減、実績により時間外勤務手当を減額したことなどを合わせて、前年度と比較して725万4,000円の減額となっております。

14ページ、15ページを御覧ください。

第11節役務費は、133万3,000円で、郵便料、電話料、車検手数料、保険料

などの実績に基づく予算措置するとともに、あらたにウェブ会議システム利用料を計上しております。

第12節委託料は、918万7,000円で、前年度と比較して414万2,000円の増額でございます。

主な内容ですが、警備委託、室内清掃委託など施設の維持管理に関する委託料のほか、職員研修委託料、職員健康診断委託料など従来の委託料に加えて、新たに組合公式サイトをリニューアルする経費として、構築業務委託料及び公式サイト運用支援等委託料として合わせて52万6,000円を計上するとともに、現在、組合事務局で取りまとめているセンター更新に係る基本的方向性を構成市町教育委員会との協議を踏まえて、より具体的な構想としてまとめるための新給食センター構想策定支援委託料を計上したことによります。

16ページ、17ページを御覧ください。

第13節使用料及び賃借料は、新たにグループウェアシステム使用料を計上し、印刷機、事務所内ネットワークシステム機器、財務会計システム機器、複写機などの使用料と合わせて457万5,000円で、前年度と比較して4万7,000円の増額でございます。

第2項監査委員費は、5万6,000円で前年度と同額で、監査委員報酬等でございます。

次に、第3款、教育費のうち、第1項教育総務費、第1目教育委員会費は、20万8,000円で、教育委員会委員報酬等で、前年度と比較して4万9,000円の増額でございます。増額の主な要因は、会議録作成委託で予算を新たに計上したことによります。

18ページ、19ページを御覧ください。

第2項、保健体育費のうち第1目学校給食費は、2億8,549万6,000円で、前年度と比較して1,529万7,000円の増額でございます。

まず、第1節報酬は、4,164万4,000円で、前年度と比較して466万2,000円の増額でございます。増額の主な要因は、今まで東京都から施設が2か所に分散している関係で加配されていた栄養士1名が配置されなくなったことにより、組合独自に栄養士を採用する予定のため、報酬を計上することによります。

次に、第2節給料は、調理員13名分の給料で、うち1人が令和3年度末で定年退職し、令和4年度より再任用職員となるため、前年度と比較して214万4,000円の減額でございます。

第3節職員手当につきましては、2,883万4,000円で、前年度と比較して726万5,000円の減額でございます。減額の主な要因は、職員1人が再任用職員となったことによる減額及び、令和3年度末に1人いた定年退職者が、令和4年度末にはいないため、退職手当組合負担金が発生しないことなどによるものです。

第4節共済費は、1,885万3,000円で、前年度と比較して129万9,000円の減額でございます。減額の主な要因は、職員1人が再任用職員となったことによります。

第10節需用費は、6,144万6,000円で、前年度と比較して566万9,000円の増額でございます。主な増額の要因は、電気料、施設修繕料の減額もござい

すが、燃料費を予算積算時の実勢価格としたことに加え、計画的に行っております老朽化した調理器具の買換えや、施設備品等の修繕を計上したことによります。

第11節役務費は、各種検査手数料の改定により、前年度と比較して3万3,000円の増額となっております。

20ページ、21ページを御覧ください。

第12節委託料は、5,907万2,000円で、例年の業務委託項目ですが、給食配送業務委託の単価の改定及び残渣等収集運搬委託料、野菜くず再資源化収集運搬委託料の処理量の見直しにより、前年度と比較して338万円の減額となっております。

第17節備品購入費は、経年劣化による給食用備品の買換の経費で、揚げ物機、蒸気回転釜、フードスライサー、段付き2重食缶、スポットクーラーなどを購入するもので、2,472万4,000円を計上しており、前年度と比較して1,902万1,000円の増額となっております。

第2目施設整備費、第14節工事請負費は、令和3年度は第一センターの洗浄室の給水・給湯配管設備改修工事費として1,132万6,000円を計上していましたが、令和4年度は工事を予定していないため、1,132万6,000円の減額でございます。

維持補修等工事費は、緊急工事の費用として、前年度と同額の50万円を計上しています。

22ページ、23ページを御覧ください。

第4款、公債費につきましては、科目存置として1,000円を計上し、前年度と同額でございます。

第5款、予備費につきましては、200万円で前年度と同額でございます。

次に、24ページから30ページは、給与費明細書となっております。

以上で、「令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号「令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の細部につきましてご説明いたします。

議案資料の議案第3号資料を御覧ください。A4版横の資料になります。

令和4年4月1日現在の児童・生徒数の見込みでございますが、羽村市が4,052人、瑞穂町が2,214人で、合計6,266人でございます。したがって、分賦金の負担割合は、羽村市が64.67%、瑞穂町が35.33%で、分賦金につきましては、羽村市が2億1,654万8,000円、瑞穂町が1億1,830万3,000円、合計3億3,485万1,000円でございます。

なお、分賦金の負担割合の確定につきましては、例年5月1日現在の児童・生徒数をもって算定をし直しまして、11月議会においてご決定していただくこととしております。

以上で、令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町の暫定分賦金の決定についての細部説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（小川龍美） これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより、議案第2号及び議案第3号に対する質疑を行います。
質疑に入ります。質疑ありませんか。鈴木議員。

○3番（鈴木拓也） 2点お尋ねいたします。

予算のほうですけれども、予算書の17ページ、これ、ご説明があったんですけれども、一番上のところ、委託料の中の新給食センター構想策定支援委託料ですね。この内訳は具体的にどういうものなのか、お尋ねいたします。

もう1点は、めぐりまして予算書19ページ、先ほどご説明があつて、はつと思つたんですけれども、教育費、学校教育費の中の会計年度任用職員の募集ですね。栄養士の配置への補助がなくなったために独自雇用ということなんですけれども、これは何かしら都の制度が変更になったのか、それとも何かしらの解釈のということなのか、詳しく教えていただけますでしょうか。

以上、2点です。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） 構想策定支援委託の具体的な内容についてご説明いたします。

給食センター構想支援委託料の内容ですが、現在、事務局で取りまとめている給食センター更新に係る基本的な方向性の検討資料を基に、羽村市、瑞穂町の教育委員会と協議を重ねて、新給食センターの構想をまとめる際に、専門的な立場から次のような支援を予定しています。

1番目としては、必要面積など立地条件、配送ルート及び時間など建設候補地の整理をすること。

2番目としては、給食数、給食を作るライン数などの調理機能、運営、衛生などの管理機能、見学、環境啓発などの食育機能などの機能条件の整理。

3番目としては、施設配置図、平面計画図の作成する条件を整理。内容としましては、調理エリア、事務エリア、敷地内車両動線、残渣処理施設、外構などでございます。

4番目としましては、調理設備計画作成として提供食数や学校数、クラス数の条件を基に調理設備の種類、必要台数の配置計画などです。

6番目としては、概算整備費の算出、施設整備費、調理設備費等の概算整備費を積算算出をするものでございます。

7番目としては、設計工事スケジュール（案）の作成。

8番目としては、事業手法の検討として、整備方法については従来の方式である公設公営とか、民間活力方式を含めた比較検討もお願いしたいと考えております。

続きまして、栄養士の1名独自に採用する関係ですが、先ほど、私の細部説明でもお話をさせていただきましたが、今、東京都から派遣されている栄養士は2名います。それと武蔵野小学校に籍がある栄養教員、栄養士の資格を持っていますが、その者も私どもものところに、毎日ではありませんが来ていますので、3人目がいます。私どもが今1名独自に会計年度任用職員の栄養士を採用しておりますので、4名で二つの第一センターと第二センターの献立を立てたり調理の立ち合いをしたりする形をとっています。

今までは、東京都のほうからもう1名栄養士の方が、フルで常勤の2名のほかにもう1名で3人栄養士がいて、これについては加えて配置するという形で、加配という形で人数が配置されてきました。毎年、多摩教育事務所のほうへ伺って、引き続き1名の加

配をお願いしますということをお願いしてきていたんですが、それが昨年から1名減という形になってしまいました。これについては、急に1名減になりましたので補填することができなくて、何とかやり繰りをしていまして、もうそろそろ限界も近づいているという言い方は変ですが、栄養士が1人欠けても3人で回すことも不可能に近いので、1名採用すると。

これについて基準がございまして、羽村、瑞穂の児童・生徒数が減ってきていることも踏まえると、本来でいけば一つの給食センターで作ってれば、今、7,200食作っていますけど、二つなので、第一センターが4,600、第二センターが中学校の2,600という形になっていますが、東京都とすれば、羽村・瑞穂地区学校給食組合として7,200食なので栄養士の数はこれで足りませんねという算出になってしまうということで、加配ができないということですので、それでは給食の提供が滞ると困りますので、私どもとして直接採用するという計画を立てたものでございます。

以上になります。

○議長（小川龍美） 鈴木議員。

○3番（鈴木拓也） 8番目の給食センターの構想支援、詳しく分かりました。

今現在、このプロジェクト、どこまで話が進んでいて、現段階、どういうこと、言えること、言えないことあるのかもしれませんが、具体的にどんな形になっているのか。

それから、委託の結論ですね。これはいつ出されるというお話、形にするのか。

それから、2番目なんですけれども、なんかひどい話だなと思うんですね。ぜひ、例えば、23区のほうなんかは自校方式が多いので、栄養士さん、もっともっと配置は厚いんじゃないかって想定するんですけれども、西多摩格差、三多摩格差というのが言葉がなくなっちゃっていて、そのこと自体がひどいと思うんですけれども、ぜひやっぱり責任ある方たちを先頭に、必要で独自に配置するわけですから、しっかり教育事務所のほうに、東京都のほうにも言っていたきたいと思うんですけれども、その辺のご決意を含め、どうお考えになっていますか、お答えいただきます。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） 現在の取りまとめの進捗状況でございますが、組合事務局としましては、現行の給食センターの現状と課題、学校給食に関わる関係法令等を把握して、施設更新に係る前提条件や基本的な考え方を、他の自治体の更新計画や整備計画を基にまとめているところでございます。

具体的には、現在の給食センターの課題である施設設備機器の老朽化、平成21年改正学校給食法の施行により定められた学校給食衛生管理基準の運用方法、アレルギーを持つ児童・生徒への対応などを踏まえて、新施設は学校給食衛生管理基準に沿った施設である。食の安全性の確保、アレルギーのある児童・生徒への対応、食育及び学校給食への理解、啓発を進めるための給食提供サービスレベルの向上。また、施設には空調や休憩室も整備されているなど、職員の労働環境及び省エネルギー、廃棄物の減量、リサイクルのさらなる推進などによる環境負荷への配慮をする施設でなければならないと考えております。

組合事務局としては、現在の給食センターの大規模改修や現施設での建て替えでは、学校給食の停止や敷地面積の不足などがあること。また、調理方式としては、自校方式、

親子方式、センター方式、デリバリー方式などのうち、現行のセンター方式で給食を提供することが整備期間や経済的合理性から優位であると考えております。また、新たな場所で更新することなどを前提に比較検討する資料も作成していきたいと考えております。

センター方式での調理方法の前提としては、現行の一部事務組合方式ですとか、各自治体での単独設置とかも含めて、敷地面積や建物面積、施設整備費など他の自治体の計画を参考にしながら算出するよう努力はしていますが、専門家ではないので、それも含めてお願いしていきたいと考えております。

また、アレルギーのある児童・生徒に対しては、現在、レベル1 詳細な献立表の提供と、レベル2 弁当での対応で対応していますが、センターの更新に先駆けてアレルギー専用の調理施設を別途建設した場合の調理食数や敷地面積、建物面積、敷地設備費なども積算をしていただいて、比較検討をしたもので一番よいものを考えていきたいと思っております。

栄養士の加配につきましては、今年度も多摩事務所に行く予定ではおりますが、昨年度の感触でいいますと、栄養士から栄養教諭に代わる方がいらっしゃるのと、今、栄養教諭の配置を重点的に行っているのので、栄養士の採用もしてはいるみたいなんですけど、やはり取り合いになっているようで、人数的に難しいというのは前回行ったときにお話を伺いました。

ただ、こちらとしても行動をしないことには相手が分かりませんので、改めて同じようなアクションは取ってきたいと考えております。以上です。

○3番（鈴木拓也） 委託の結論、ここまでの。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） 委託業務の結論につきましては、年度内に出せれば、4年度中に出して比較検討をしていければと思っています。比較検討した結果は先になるかもしれませんが、比較する資料については、その頃までに作りたいと思います。

○3番（鈴木拓也） 分かりました。

○議長（小川龍美） ほかにございますか。富永議員。

○2番（富永訓正） 2点ほど伺いますけれども、今の給食センターの構想策定支援委託なんですけども、この委託先というのはどういうところなのかということですね。

それともう1点、ちょっと細かいことなんですけど、予算書の18、19ページの学校給食費の中の需用費の電気料なんですけれども、今、電気供給を受けている事業者は東京電力というふうになるんでしょうか。その辺、ちょっと確認させてください。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） 構想支援委託の委託先につきましては、まだ特定しているわけではございませんが、この近辺でいいますと、あきる野市、昭島市、立川市、青梅市などが同じような関係で更新の時期に入っていて、改修の計画書を作っております。ですので、そういうところで実績のある業者を選んで、例えば、プロポーザルにするのか、仕様書に基づいて見積もり合わせにするのかについては、今後検討させていただきますが、給食の設備を担当したことがある、実績のあるところを選んでいきたいと思っております。

また、電気料につきましては、電力自由化になったときに一度見直しをして、現在は東京電力になっております。前はミツウロコという会社から東京電力のほうへ変更しました。以上です。

○議長（小川龍美） 富永議員。

○2番（富永訓正） 委託先は分かりました。

電気料、当然、替えたというのは様々な条件を考慮して非常にメリットがあったということなんですかね。

一般的に考えると、新電力、様々な供給先がありますけれども、多数事業者もありますし、様々検討すると、本当に今の契約先でいいのかどうかという、ちょっと疑問というか、様々検討された結果そうなったということならいいんですけども、もう少し調査、検討をかける必要性もあるのかなとも思いますが、その辺お伺いします。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） ミツウロコから東京電力に替えた際には、過去1年間の電力使用量と電気料をその業者に提供しまして、積算をしていただいて、例えば、夏場だとか冬とかありますけど、それも含めて年間でいくとこのくらい下がりますよというお話をいただいて、その中で東京電力という形を選んだという話を聞いております。

ただ、いつまでも同じというわけでは、新電力は幾つも出てきていますので、今後また比較検討して、年度途中でも替えることが多分できると思いますので、それについては検討をしていきたいと思っております。

○議長（小川龍美） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第2号の件の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号「令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号の件の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号「令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 議案第4号「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

現在、当組合では、国の指針及び羽村市の方針に準じ、申請書等の押印等の見直しに取り組んでおります。本案は、行政手続等における利便性の向上及び事務の効率化を目的として、押印等の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配付しております議案第4号及び議案4号資料のとおりであります。第2条において、職員のサービスの宣誓の際における宣誓書の署名、押印義務を廃止するとともに、宣誓を任命権者等の面前において行うという対面主義を廃止するものであります。

また、別記様式に規定する宣誓書の印を削除するほか、所要の文言整理を行っております。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

○議長（小川龍美） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号「教育委員会委員の任命について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 議案第5号「教育委員会委員の任命について」につきまして、ご説明いたします。

平成26年12月から羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会委員としてご尽力をいただいております塩田真紀子氏が、本年3月31日をもって任期が満了となります。

つきましては、塩田氏を教育委員会委員として再任いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会のご同意をいただくため、本

案を提出するものであります。

塩田氏の住所は、羽村市神明台一丁目26番地12、生年月日は昭和37年6月7日、任期につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日までであります。

塩田氏の主な経歴は、お手元に配付しております議案第5号資料のとおりであります。ご本人は極めて人格が高潔で優れた識見をお持ちであり、教育委員会委員としてふさわしい方です。

以上、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いをいたします。

○議長（小川龍美） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号「教育委員会委員の任命について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、日程第9、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第72条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後2時46分 閉会